

東かがわ市告示第109号

香川大学大学院学位取得助成要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年8月3日

東かがわ市長 上村 一郎

香川大学大学院学位取得助成要綱の一部を改正する告示

香川大学大学院学位取得助成要綱（平成20年東かがわ市告示第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（目的） 第1条 この要綱は、東かがわ市職員研修規程（平成15年東かがわ市訓令第9号）<u>第8条</u>に規定する自主研修として、香川大学大学院において地方行財政等に関する高度な専門的知識の取得、研究能力の開発等のため学位を取得しようとする職員に対し、取得に要する費用を助成することにより、職員の職務遂行能力の向上に資することを目的とする。	（目的） 第1条 この要綱は、東かがわ市職員研修規程（平成15年東かがわ市訓令第9号）<u>第7条の2</u>に規定する自主研修として、香川大学大学院において地方行財政等に関する高度な専門的知識の取得、研究能力の開発等のため学位を取得しようとする職員に対し、取得に要する費用を助成することにより、職員の職務遂行能力の向上に資することを目的とする。

附 則

この告示は、令和8年8月3日から施行する。